

(大人のための)

# なごや子どももの 権利条例

「子どもの権利」について、  
一緒に考えてみませんか？

なごや子どもの権利条例 🔍



(キッズコーナー)

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

子どもが自分の権利を信じて、  
安心して育つことができるように、  
子どもの権利を守って、子どもの健やかな育ちを  
社会全体で支えるまちをつくります。

## “子ども”や“子どもの権利”についての考え方

- 子どもは、児童の権利に関する条約<sup>\*</sup>に定められるあらゆる権利の主体です。
- 子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
- 子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。
- 子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。
- 子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。
- 子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

※参考 日本ユニセフ協会ウェブサイト



## 子どもの権利を守るために、“大人”に求められていること

- 大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。
- 大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

(なごや子どもの権利条例 前文より)

なごや子どもの権利条例の全ての文章はここから読めます  
(PDFファイルがダウンロードされます)



# 全ての子どもには「権利」があります

## 安全に安心して生きる権利(第4条)

- 1 命が守られること。
- 2 かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- 3 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- 4 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- 5 あらゆる差別を受けないこと。
- 6 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- 7 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- 8 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。



## 一人一人が尊重される権利(第5条)

- 1 個人の価値が尊重されること。
- 2 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- 3 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- 4 プライバシー及び名誉が守られること。
- 5 自分の持っている力を発揮できること。



## のびのびと豊かに育つ権利(第6条)

- 1 学ぶこと。
- 2 遊ぶこと。
- 3 休息すること。
- 4 様々な人とふれあうこと。
- 5 自然とふれあうこと。
- 6 社会活動に参加すること。
- 7 多彩な文化活動に参加すること。



## 主体的に参加する権利(第7条)

- 1 意見を表明する機会が与えられること。
- 2 自分たちの意見が尊重されること。
- 3 意見を表明するために、必要な情報の提供  
その他必要な支援を受けられること。



## 保護者<sup>(※)</sup>の役割

- 子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、必要な支援を受けながら、子育てに責任を持ち、子どもを守り育てます。
- 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考えて、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めます。

(第10条)

※親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者

## 地域住民等の役割

- 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの育ちを支援するよう努めます。
- 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めます。
- 子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めます。

(第11条)

## 共通の役割

- 子どもの権利を保障するために、連携し、協働します。
- 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援をします。
- 保護者が子どもの養育及び発達に関する責任を果たすために必要な支援をします。

(第8条)

## 学校等関係者の役割

- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び育つことができるよう、必要な支援に努めます。
- 虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携します。
- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めます。

(第12条)

## 事業者の役割

- 子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行います。
- 子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立できるよう、職場の環境づくりに努めます。
- 仕事と子育てを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図り、従業員に対し、子どもや子育て家庭を支援する取り組みへの参加や協力を促すよう努めます。

(第13条)

## 市の役割

＜わしくは次のページ＞

- 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携・協働し、子どもに関する施策を実施します。
- 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援します。

(第9条)



# 名古屋市は「こども」を取り組んでいます

子どもの権利の保障や子どもに関する施策について、調査研究を行います。(第19条)

虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済に取り組みます。(第14条)

子どもが主体的に参加し、意見を表明する機会をつくり、子どもの意見を尊重します。(第17条)

保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことができるよう、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。(第16条)

子どもが安全に安心して過ごせる居場所や、自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことのできる遊び場や体験の場をつくります。  
子どもが社会とのかかわりの中で他者と共生し、自立していくために必要な支援をします。(第15条)

子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を設置しています。(第22条)

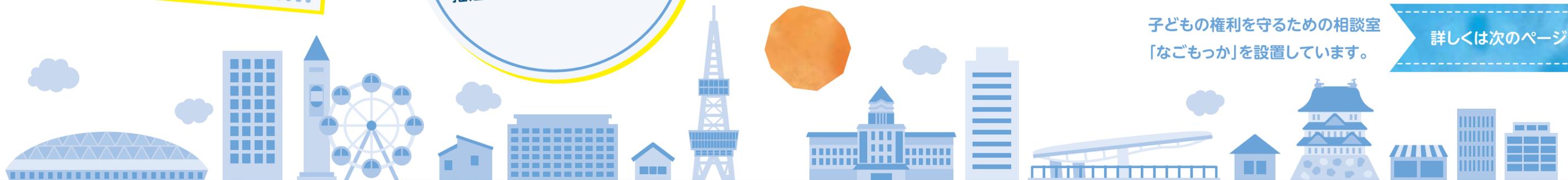
子どもに関する施策の計画を立て、子どもを支えるための取り組みを進めます。(第20条)

子どもの権利について市民の関心を高め、その普及を図るために広報活動を行います。(第19条の2)

子どもに関する施策の推進は、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進します。(第18条)

子どもの権利を守るための相談室「なごもっか」を設置しています。

詳しくは次のページ▶



# 子どもの権利を守るための相談室「なごもっか」

名古屋市には、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づく、子どもの権利を守るための相談室「なごもっか」があります。「なごもっか」は、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。「なごもっか」は、子どもが自分の意見を言えるように話を聞き、ともに考え、子どもの気持ちを尊重した解決を目指します。

大人用電話番号 052-211-8640

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

会に来てでも、  
手紙でも相談できます  
〒461-0005  
名古屋市東区東桜一丁目13番3号  
NHK名古屋放送センタービル6階

FAXでも相談できます 052-211-8072



「なごもっか」公式ウェブサイト



名古屋市公式ウェブサイト



「なごもっか」X(旧Twitter)アカウント  
@NagomokkaNagoya



子どもの権利相談室 なごもっか  
マスコットキャラクター「なごもん」

## 相談する

電話 FAX  
会って 手紙



あの子の権利が  
侵害されているのでは…

### ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、  
学校、その他なごもっか以外の  
人には相談内容を伝えません。

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

## 一緒に考える

子どもの気持ちや意見をじっくり聞きます。



## 調べる・協力する

【調査・調整】

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに  
話を聞いたり、協力をお願いします。

子どもの代わりに気持ちや  
意見を伝えることも出来ます



## 勧告・要請

もっとよくなっていくために他の  
機関に対して対応や制度の改善  
を求めることもできます。

元気になった!

権利の  
回復

# 解

気軽に相談してくださいね

# 決

どうすれば  
いいか  
わかった!

安心した!

〈発行 令和7年12月〉

名古屋市子ども青少年局企画経理課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-3081 FAX:052-972-4437 電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



名古屋市子ども青少年局  
X(旧Twitter)アカウント  
@Kodomo\_Nagoya